

留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

留学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み等（※）をしたものの、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。

※「国の教育ローン」で定める世帯の年間収入（所得）上限額を超えている、借入限度額を超えている等のため融資の申込みができなかった場合も含まれます。

(西暦) 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

留学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申込み等しましたが、融資を受けられなかったことを申告します。

1. 申告者 ※奨学生本人（あなた）が記入

(フリガナ)	<small>セイ</small>	<small>メイ</small>	
氏名	姓	名	
生年月日	(西暦) 年 月 日		
国内 在籍校	学校名		
	学部・ 研究科	学科・ 専攻	

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※国の教育ローン申込者（保護者等）が記入

申込者 (保護者等)	氏名	奨学金申込者本人か ら見た関係（続柄）	
申込年月日	(西暦) 年 月 日		
申込先 金融機関	公庫 銀行 金庫等		支店

3. 審査結果について 該当結果に○を記入

	審査結果	
	申込んで、利用できなかった <small>※融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文は大切に保管してください。 後日提出をいただき確認を行う場合があります。</small>	日本政策金融公庫発行の通知文の日付 (西暦) 年 月 日
	申込みしようとしたが、申込要件を満たさず、申込みなかった (窓口・電話・Web等で断られた場合)	申込みできないことを確認した日 (西暦) 年 月 日
	申込まなかった（家計基準における貸与額算定基準額が一定以下のため申込み手続きを省略した）	
	申込んで、利用できた → 留学時特別増額の申請はできません	

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいない等、虚偽申告であることが判明した場合は、留学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。
この場合、既に振り込まれた留学時特別増額貸与奨学金の全額を返金しなければなりません。